

令和8年度 鈴鹿市防災会議 議事録

日 時 令和8年8月5日（水）14時00分から16時00分

場 所 ハヤシユナイテッド文化ホール鈴鹿 2階 第一研修室

【出席者】

会長：末松 則子

委員（39名）：福田 和弘、宮木 雅史、樋口 幸人、内藤 洋、
廣田 隆延、橋本 靖彦、渥美 良雄、永井 洋一、高崎 知奈美、
藤田 満珠美、中村 仁美、中上 陽子、中川 千恵子、
山本 千佳子、中川 昌寿、大吉 雄人、山本 治、月原 年彦、
石田 久雄、木村 美来、川端 一志、能仁 洋次、辻村 好正、
木原 大地郎、寺川 正浩、伊藤 随、家田 孝、加藤 正彦、
東川 友紀、打田 祐希、長谷川 友子、山本 行子、今井 俊郎、
寺田 隆、山崎 仁美、樋口 よしゑ、高野 栄子、南部 美智代、
中島 三美

【(代理者)出席】

神田 和弘(森田 潤)、大下 賢一(黒田良人)、林 忠雄(岡田裕紀)、
岡野 直高(前田敏則)、村木 和成(谷口幸司)、安藤 幸雄(松田政巳)、
玉田 浩也(木村英夫)

【欠席者】

清水 かづき、岸 由貴、高木 久代、水木 千春、西岡 幹雄、
宮下 喜敬、中川 康司、吉田 由佳

会議資料 添付書類のとおり

講 演

テーマ：令和8年5月29日から開始した新しい防災気象情報について
～台風第6号で発表した情報の解説～
(津地方気象台 地域防災官 山本 暁子 様)

鈴鹿市防災会議

(司 会)

- ・ ただいまから、事項2の鈴鹿市防災会議に移りたいと存じます。
- ・ 防災会議におきましては、鈴鹿市防災会議運営要綱第4条第1項の規定に基づき、会長が会議の議長を務めることになっておりますので、末松会長、議長席への移動よろしくお願いたします。

- ・ 議事に先立ちまして、本会議の会長であります、鈴鹿市長・末松則子より挨拶を申し上げます。

(会 長)

- ・ 会長を務めております鈴鹿市長の末松でございます。
- ・ 本年度の鈴鹿市防災会議の開催に当たり、一言御挨拶させていただきます。
- ・ 委員の皆様方には、平素より本市の防災行政の推進に、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。
- ・ 去る7月28日に発生いたしました、令和8年熊本地震におきまして、尊い生命が失われましたことに深く哀悼の意を表しますとともに、被災をされました方々、今なお不自由な避難生活を余儀なくされている皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。
- ・ 鈴鹿市でございますけれど、8月の2日から給水車を熊本の方へ派遣をさせていただいております、職員4名とともに給水車4トン、それから給水袋を3,000袋持たせながら、今支援させていただいているところでございます。
- ・ 今後も三重県、あるいは全国市長会等を通じて支援の依頼があろうかというふうに思っており、しっかりと本市としてもそういったところに参加をさせていただき、少しでも皆様方の支援に力添えてまいりたいと考えておりますので、どうぞ皆様方にも更なる御協力、御支援をいただければというふうにも思うところでございます。
- ・ そして本年3月には、三重県から新たな南海トラフ地震被害想定が公表され、7月には国の防災基本計画が修正をされるなど、国・県においても防災体制の再構築が進められているところでございます。
- ・ 私も昨年度に引き続きまして、内閣府の大規模地震防災対策推進検討会の委員といたしまして、国の防災対策の検討に携わってまいりました。
- ・ こうした議論の最新の情報も踏まえながら、本市の防災対策の更なる充実に努めてまいりたいと考えております。
- ・ 先般6月2日から3日にかけての、先ほども御説明いただきましたけれど、台風6号の際には、本市に暴風警報が発表され、市内の一部で道路冠水等の被害が発生いたしました。
- ・ また、棕川や堀切川及び鈴鹿川の水位上昇に伴い、高齢者等避難を発令いたしました。
- ・ 幸い甚大な被害には至りませんでした。近年激甚化・頻発化する風水害に加え、いつ発生してもおかしくない南海トラフ地震への備えなど、防災力の更なる強化は本市にとりましても喫緊の課題でございます。
- ・ こうした国・県の動向や近年の災害情勢を踏まえ、このたび本市の地域防災計画の修正を行うこととし、本日その修正案を議案として提出をさせていただいております。
- ・ 本日の会議では、多様な分野・立場で御活躍の皆様から幅広く御意見をいただき、関係機関との連携を一層深めながら、本市のさらなる防災力向上につなげてまいりたいと考えております。委員の皆様におかれましては、それぞれの立場や専門的な知見から忌憚のない御意見を賜りますようお願いを申し上げます。
- ・ 結びに、災害に強い安全で安心な鈴鹿市の実現に向け、引き続き皆様のお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

(司 会)

- ・ 本来であれば、ここで御出席いただいている委員の皆様の御紹介をさせていただくところではございますが、時間の都合上、お手元の出席者名簿により、御紹介とさせていただきます。
- ・ また、会議の開催に当たりまして、本会議の出席者の御報告ですが、防災会議委員総数 55 名のうち、出席 40 名、代理出席 7 名、欠席 8 名。
- ・ このことから委員の過半数の御出席をいただいておりますので、鈴鹿市防災会議運営要綱第 4 条第 2 項の規定に基づき、本会議は成立するものいたします。
- ・ また、本日の傍聴者は 1 名となっております。
- ・ それではこれより議事の方に入らせていただきます。
- ・ 議長につきましては会長が務めることになっておりますので、末松会長よろしく願いいたします。

(会 長)

- ・ それでは、私が議長の任を務めさせていただきますので、議事の進行に御協力をお願い申し上げます。
- ・ 早速でございますが、お手元の事項書に従いまして進めさせていただきます。
- ・ 議案 1「鈴鹿市地域防災計画鈴鹿市水防計画の修正について」、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

- ・ それでは事務局から説明をさせていただきます。
- ・ 説明につきましては、前のスクリーンに表示しています資料を基に説明をさせていただきます。
- ・ 画面が見えにくい場合につきましては、お手元に御用意させていただきましたパワーポイントの印刷資料をご活用ください。
- ・ 鈴鹿市地域防災計画の本編は 3 部構成となっております。
- ・ 第 1 部に計画の概要、第 2 部に風水害等対策、第 3 部に地震・津波対策をそれぞれ記載しております。
- ・ 第 2 部と第 3 部は、それぞれ対象とする災害は異なりますが、対策内容の多くは重複しております。
- ・ 防災会議で御審議いただく部分は、この第 1 部から第 3 部までの本編部分でございます。
- ・ また本年度は、気象業務法及び水防法改正により、鈴鹿市水防計画の御審議もいただきます。
- ・ それでは、本日の議案である鈴鹿市地域防災計画及び鈴鹿市水防計画の修正について、内容の説明に移らせていただきます。
- ・ 本年度の修正につきましては、5 分野全 11 点を提案させていただきます。
- ・ 資料⑤を併せて御覧ください。

・ それでは資料⑤、整理番号 1 の『気象業務法改正による対応』から説明させていただきます。

・ 先ほどの山本様の御説明にもありましたように、令和 8 年 5 月 29 日から防災気象情報が変更となったことに伴い、一部の修正を行うものでございます。

・ 警報・注意報の情報名にレベルが付加されたこと、特別警報の新設など、河川の氾濫の危険度の伝え方が変わったこと、警戒レベル 4 相当の情報は危険警報として発表されることなどを考慮した修正となっております。

・ 続きまして、整理番号 2 の『県地域防災計画修正への対応』でございます。

・ 避難対策計画の修正につきましては、被災者が一定期間滞在する避難所について、スフィア基準を踏まえた良好な生活環境を確保するよう努める旨の記載をするものでございます。

・ スフィア基準は、正式には「人道憲章と人道支援における最低基準」と呼ばれ、被災者の権利と支援活動の最低基準を定めた国際基準のことであり、今回の修正では避難所に関する暑さ・寒さ対策のための空調設備の導入や、一人当たりの居住スペースの確保等について記載をいたしました。

・ 被災者の生活再建に関する事前計画の修正につきましては、被災者が自らに適した支援制度を活用し、早期の生活再建に取り組むことができるよう、被災者の見守りや生活支援・相談対応などを行う「災害ケースマネジメント」を実施することにより、行政・社会福祉協議会・NPO・ボランティア・専門職などの関係機関が連携し、被災者一人ひとりの状況に応じた支援を行う体制の整備を図るものでございます。

・ 併せて、被災者に必要な支援制度や相談窓口に円滑につながるができるよう、情報提供や伴走支援を行い、支援制度を利用しやすい環境の整備に努める旨を計画へ位置付けようとするものでございます。

・ 避難行動要支援者対策計画の修正につきましては、要配慮者利用施設等における水害・土砂災害対策の更なる充実を図るため、国の「要配慮者利用施設等の水害対策に関するガイドライン」の改定内容を踏まえ、計画の策定だけでなく、その実効性を確保する取り組みを強化する内容としております。

・ 具体的には、まず各施設の避難確保計画の作成状況や内容を確認・整理し、未作成の施設に対しては計画策定に向けた助言や作成支援を行います。

・ また、既に計画を作成している施設については、計画を実際の災害時に確実に活用できるよう、避難訓練の実施や計画内容の検証・見直しを継続的に支援し、より実効性の高い避難体制の構築につなげてまいります。

・ 複合災害対策計画の修正につきましては、県地域防災計画に地震と風水害が同時又は連続して発生する複合災害への対応が記載されたことを踏まえ、本市でも新たに複合災害対策計画を追加させるものでございます。

・ 令和 6 年能登半島地震により被害のあった地域においては、復旧・復興に取り組む中、同年 9 月の記録的な大雨により大規模な被害が再び発生したことで、被害がより深刻化しました。

- ・ 整理番号 3 の『災害対策基本法改正への対応』でございます。
- ・ 整理番号 3 の修正につきましては、地方公共団体における物資の備蓄状況について、新物資システム[B-PLo]を活用し、毎年度 1 回公表する旨を記載するものでございます。
- ・ これにより、備蓄物資の管理状況をより分かりやすく見える化し、災害発生時には国や県、市町で備蓄状況を迅速に共有し、円滑な物資調達や輸送調整につながることを期待されます。
- ・ また、平時から備蓄状況を適切に把握・管理することで、計画的な備蓄の更新や災害対応力の向上にも資するものでございます。
- ・ 整理番号 4 の『条例改正による修正』でございます。
- ・ 整理番号 4 の修正につきましては、近年の大規模な林野火災の発生を踏まえ、鈴鹿市火災予防条例の一部改正により新設・運用が開始されました。
- ・ 「鈴鹿市林野火災注意報及び林野火災警報に関する規則」において、第 2 条に林野火災注意報の発令について、第 3 条に林野火災警報の発令についてが記載されております。
- ・ また、第 6 条に記載のとおり、主に林野火災が発生しやすい毎年 1 月から 5 月までの期間を対象に運用されます。
- ・ 整理番号 5 の『国の防災基本計画修正への対応』でございます。
- ・ 整理番号 5 の修正につきましては、津波避難における自動車の利用の例外規定を追記するものでございます。
- ・ 地震・津波からの避難は、道路の渋滞や緊急車両の通行確保の観点から、徒歩による避難を原則としております。
- ・ 一方で、地域の実情により災害時要配慮者の避難支援など、やむを得ず自動車を利用せざるを得ない場合も想定されます。
- ・ このため、道路容量等には限界があることを十分に認識した上で、平常時から地域において自動車利用のルールや避難経路、駐車場所などについてあらかじめ話し合い、地域内で共通意識を持つよう努める旨が国の防災基本計画に新たに記載されたことを踏まえ、その趣旨を反映するものでございます。
- ・ 続きまして、『鈴鹿市水防計画』の説明に移らせていただきます。
- ・ 整理番号 1 の修正につきましては、先ほどの山本様の講演でも説明がございました防災気象情報の変更に伴う一部修正を行っております。
- ・ 鈴鹿市地域防災計画の修正における整理番号 1 の修正と同様のものでございます。
- ・ 整理番号 2 の修正につきましては、水防法の改正に伴い、まず氾濫等の通報が追記され、氾濫による危険の切迫、決壊・漏水等を認める場合、河川管理者等は都道府県知事へ通報する旨を記載しています。
- ・ また、決壊・漏水等の通報として、「堤防が破堤に瀕した場合」と記載されていたものを、「堤防その他の施設が決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき又はその恐れがあるとき」に変更するものです。
- ・ さらに、現場確認が困難な場合は、監視カメラ等により確認できた内容に基づき通報を行うことを追記しております。

- ・ また、決壊等の措置として、堤防その他の施設が決壊したときなどに、水防管理者は被害拡大の防止に努めるとともに、事後処理を迅速に行わなければならない旨を追記しております。

- ・ 説明は以上となります。

（末松議長）

- ・ ただいま議案 1『鈴鹿市地域防災計画及び鈴鹿市水防計画の修正について』、事務局から説明がございました。

- ・ このことに関しまして御意見、御質問等がございましたら、挙手の上、所属とお名前を併せて発言をしていただきますようお願いいたします。

（打田委員）

- ・ 三重県助産師会鈴鹿亀山支部副支部代表の打田と申します。

- ・ 鈴鹿市地域防災計画（本編）修正概要新旧対照表の 6 ページ現行計画 40 ページの 6 の、要配慮者の内容が「高齢者、障がい者、日本語が理解できない外国人等」という形になっており、妊産婦、乳幼児、傷病者が含まれていない。

- ・ 妊産婦、乳幼児、傷病者は、この方たちは突然災害弱者となるが、その状態は長く続かないため対策を考えて備える方が少なく、自ら対策をとっていただきにくい人たちになるので、この方に向けての情報の伝達、周知というあたりも計画に入れていただきたいなと思います。

- ・ その他、妊産婦・乳幼児が要配慮者として挙げられている中に含まれていない項目がたくさんありまして、避難行動の支援であつたりというあたりについても、妊産婦・乳幼児が含まれているような計画にしていただけるとありがたいかなと思います。

- ・ もう一点、スフィア基準に沿った避難所の整備という部分で、温かい食事というものもあるんですが、各人に適した食形態の食事の提供がされるというのが温かい食事よりも前に命を守ることにつながるかと思いますので、アレルギーとか、流動食とか、高齢者の柔らかいお食事、赤ちゃんのおミルクといった形態に合わせた食事が摂れるというところも計画に入れていただけるとありがたいかなと思います。

- ・ 質問ですけれども、鈴鹿市地域防災計画（本編）修正概要新旧対照表 12 ページの第 3 項「避難行動要支援者」が（5）は「要援護者」に変更となり（6）は「避難行動要支援者」になっているんですけれども、こちらは要配慮者とは違う扱いになっているのでしょうか。

（末松議長）

- ・ 3 点の御質問、御意見をいただきました。

- ・ 事務局から回答をお願いします。

（事務局）

- ・ いただいた御意見につきましては、担当部局の方に問合せをして、今後地域防災計画の方にも盛り込めるか、来年度の修正になると思いますが、検討していきます。

- ・ 計画に定めるだけでは全てが充足するわけではもちろんございませんので、働きかけも行っていきたいと思っております。
- ・ 御質問について、該当部分の避難行動要支援者から要配慮者への字句変更については、避難行動要支援者よりも要配慮者のほうが対象者が広く、多様な方をカバーできるので変更させていただきました。

(打田委員)

- ・ ようやく理解できました。ありがとうございます。

(末松議長)

- ・ 他に御質問、御意見がございます方、挙手をよろしく願いいたします。
- ・ 他に御意見・御質問がないようでございますので、鈴鹿市地域防災計画及び鈴鹿市水防計画の修正に関する議題につきましては、本会議として原案どおり承認いたしたいと存じますが、いかがでしょうか。
- ・ 御異議がないようでございますので、修正案を承認いたします。
- ・ 以上で、本日の議案に対しまして、皆様の御協力により議事を無事に終了することができました。
- ・ これをもちまして、議長の任を解かせていただき、事務局に進行を返させていただきますので、よろしくお願いいたします。
- ・ 議事進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

(司 会)

- ・ 本日の会議録につきましては、所定の手続きを経た後に、できるだけ速やかに市のウェブサイトにて公表いたしますので、御確認いただきますようよろしくお願いいたします。
- ・ それでは、最後の事項の「その他」ですが、事務局、何かございますでしょうか。
- ・ 御出席の皆様方から、その他事項として何か御報告とかありましたら、お聞きしますがどうでしょうか。
- ・ ございませんですよので、本日の事項を全て終了といたします。
- ・ 最後になりましたが、御多忙の中、委員の皆様におかれましては、長時間にわたり御議論いただきまして、誠にありがとうございました。
- ・ 今後も本市の防災・減災対策の取組に御協力いただきますようお願い申し上げまして、令和8年度鈴鹿市防災会議を閉会とさせていただきます。